



Vol. 523 平成 30 年 5 月

NEWS



NPO 法人 横浜発明振興会

今月の行事

第 594 回 ハマ発明教室

とき 平成 30 年 5 月 13 日 (日)

ところ 横浜市技能文化会館 802 大研修室
横浜市中区万代町 2-4-7

- ① 平成 30 年度通常総会
午前 10 時 30 分～12 時
 - ② ハマ発明教室
午後 1 時～4 時 30 分
 - 1. アイデア作品の発表とディスカッション
 - 2. 発明研究会 「ハマ発明互助支援推進」
実施内容の説明 桑井理事、加藤理事
 - 3. お知らせ、その他
- ※弁理士の大貫先生の発明相談があります。
- ③ NPO 法人化祝賀懇親会 午後 5 時～7 時

6 月のハマ発明教室 予告

とき 平成 30 年 6 月 10 日 (日)

PM 1:00～4:30

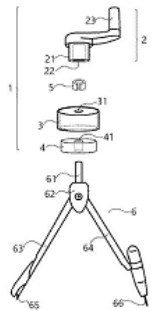
ところ 横浜市技能文化会館 801 研修室
横浜市中区万代町 2-4-7

- 1. アイデア作品の発表とディスカッション
- 2. 発明研究会 テーマ 未定
- 3. お知らせ、その他

小学生考案「コンパス用補助具」が 実用新案に登録 第 3215557 号 (2018.3.7)

八戸市少年少女発明クラブに所属する、青森県八戸市立吹上小学校 4 年生の吉野秀君が考案した「コンパス用補助具」が 2018 年 3 月 7 日、特許庁の実用新案に登録された。もっと書きやすいコンパスを作りたいと思ったのが発明のきっかけだという。

コンパス用補助具は、2017 年度の八戸市少年少女発明クラブの活動中に、当時小学 3 年生の吉野秀（よしのすぐる）君がアイデアを考案し製作した「補助ハンドルつきラクラクコンパス」をもとに申請したもの。この作品は、八戸市児童生徒発明くふう展で最高賞となる「八戸市教育委員会教育長賞」を受賞。また、第 59 回青森県発明くふう展で特別賞「東奥日報社長賞」、第 76 回全日本学生児童発明くふう展で「入選」するなど、輝かしい成績を収めた。(Web 東奥より)



| | |
|------------|---------------|
| 研究会・講演の案内 | 2 |
| ハマ発明教室報告 | 2, 3 |
| 情報提供、お知らせ、 | 1, 3, 4 |

○5月のハマ発明教室のご案内

1. 第一部 作品発表とディスカッション
2. 第二部 発明研究会

題目：「会員入選作品の実用化支援推進」
※ 内容につきましては3ページ参照ください。

進行役 加藤さん、桑井さん

- 午前10時30分より12時まで
平成30年度通常総会
- 午後5時より NPO 法人設立祝賀会

第593回ハマ発明教室(日曜発明教室)報告

なか区民活動センター研修室にて4月8日に開催しました。

出席者25名

- 第一部 第45回ハマ発明教室作品展示
コンクール発表

| 作品名 | 発表者 |
|--------------------------|--------|
| ① 空力翼艇に変身するハイブリッド型容器・包装箱 | 石井 榮氏 |
| ② 靴下が速く乾く！ハンガー | 加藤 吉郎氏 |
| ③ 紙パック切開用カッター | 大庭 實氏 |
| ④ ゴルフスイング背骨チェッカー | 大庭 實氏 |
| ⑤ ハマ発祥のカーリングボッチャHBC | 金城 寿雄氏 |
| ⑥ 杖起し補助具及び杖 | 伊藤 昇氏 |
| ⑦ 食品用トング | 伊藤 昇氏 |
| ⑧ スミクリッパー | 桑井 旭氏 |
| ⑨ 伸縮弾性歩行杖ツエボウ | 桑井 旭氏 |
| ⑩ サンドペーパーホルダー | 藤岡 治樹氏 |
| ⑪ 鋏の裏刃の研磨具 | 藤岡 治樹氏 |
| ⑫ 光を放つペットボトル(ボーリングピン) | 山岸 隆氏 |
| ⑬ 赤外線を利用した会話ツール | 山岸 隆氏 |
| ⑭ 回転型スタンプ | 吉川 雅一氏 |
| ⑮ 飲み物転倒防止具「タオレーヌ」 | 小峰 一男氏 |
| ⑯ ポリ・ゴミ袋・開口保持具 | 井上 暁子氏 |
| ⑰ 幸せの黄色いたすき | 鈴木 満江氏 |
| ⑱ 生花ブローチ | 小林 芳人氏 |
| ⑲ あかすりタオル | 小林 芳人氏 |
| ⑳ 押し出し具付きバターケース | 大久保チェ氏 |

- 投票数46票の結果、
次の方に賞が決まりました。
『最優秀賞』 9票

- ① 幸せの黄色いたすき 鈴木 満江氏



商品化に向けて、クラウドファンディングを検討されています。

『優良賞』

- ⑦ 食品用トング 伊藤 昇氏
- ② 紙パック切開用カッター 大庭 實氏



伊藤さんの作品、社会問題に着目しての改善策に活躍しそうですね。



大庭さん、所用で教室には欠席されましたが作品発表は自撮りで作成されてYouTubeで参加されました。奇抜な試みには恐れ入りました。

『奨励賞』

- ⑪ 鋏の裏刃の研磨具 藤岡 治樹氏
- ⑫ 押し出し具付きバターケース 大久保チェ氏





入賞された方々です。

おめでとうございます！

発明研究会

講演：「アイデアを商品にしよう！小さな特許から確実な利益を！」

講師：目黒国際特許事務所

所長 弁理士 樋田 成人氏

アイデアがひらめくと商品販売までの道のりで3つの山がある。特許権利化、ライセンス化、商品化・販売という厳しい山を登らなくてはならない。弁理士であると同時に発明家である立場から、自からのアイデアを商品化に導いた特許製品「博士のIQデザインパズル」を例に、その成功体験を踏まえて、それらの山登りで検討すべき内容を順番に説明していただいた。全体のストーリーで7つのキーワードがあり、1. 特許は簡単である、2. 特許は課題を解決する手段にすぎない、3. キャッチフレーズとともにパブリッシングの活用（マスメディア）、4. ブレーンストーミングを鍋蓋法で繰り返す、5. 実施権には25%ルールのある考え方がある、6. ライセンスは発明を売るのではなく、事業計画を相手先の社長に提案すること、7. 事業を誰に何をどのようにといったワードを念頭に置く。などが話のポイントであり、発明家としての行動指針や知識、情報を得る方法などについて具体的にわかりやすくご講演していただいた。

重要と思われるポイントを以下に列挙すると、

・マーケットが必要としていることをよく調べ、よく分析して、課題からアイデアを発想する。



・売ることが最も難しい。買うお客さんの志向と判断に委ねることになるので、自分の意志で決定することができないためである。

・権利化する場合は、権利範囲をできるだけ広くして、類似特許の出現を抑えること。そのために、ひとつのことに凝り固まらないように信頼できる人に相談することや鍋蓋法で繰り返すブレインストーミングの活用も有効で、鍋蓋法はひとりでもできる。

・権利化されてはじめて企業やマスコミが耳を傾けてくれる。そこで、アイデアを金の卵にすることである。方法は、パブリシティ（マスメディアなど）をうまく利用すること。訴求力があり、無料で載せてもらえることもある。これが最も難しい。しかし、特許商品だからこそそのパブリシティ、努力せよ！

・実施権は、利益の中で特許料25%ルールの考え方があり、特許発明と権利者は価値は高いという考え方の認識が必要である。

・ライセンスは発明を売るのではなく、事業計画を相手先の社長に提案することである。事業を誰何を、どのように、というワードを基本に物事を考えて計画を策定することが重要である。

・企業探しでは、業界を知り、事業計画を策定して独占排他権(知財権)のついたアイデアの事業計画を相手の社長に提案して行うこと。自分の特許を売り込むのではないことを忘れないようにすること。以上、講演で数多くの貴重なお話を拝聴させていただき、今後のハマ発明の活動に大変役立つ内容であった。

5月の研究会の実施予告

題目：「会員入選作品の実用化支援推進」

内容：年間コンクール入選作品3点について、

・作品提供者要望の支援内容を検討する。

(出願、試作、HP紹介、ネーミング、デザイン等)

・作品をヒット化させるための事業計画の課題、解決策、リスクなどを出し合う。

方法：3グループに分かれてプレスト風に議論する。

① どんな支援をしてほしいのか？

② どんな支援を相互にし合うのがよいのか？

③ どんな支援は無用なのか？ など

終了後に、結果をまとめ発表を行う。

以上、互恵の精神で意見交換する中で、多くの新しい気づきが生まれることを期待しています。

商標権取得し信用の保護を

商標とは、自らの提供する商品やサービスを他人のものとして識別するために使用する目印のこと。需要者は商標を見てどの会社のどの商品かを見分けることが多い。やがては「このマークがついた商品なら買っても失敗しないだろう」と信用が結びついていく。

このような商標を誰でも使えるようにしてしまうと、目印によって買いたい商品を見分けることができなくなってしまふ。そういう事態を避けるため、商標を独占的に使用できる商標権を持たせることで商標の識別標識としての機能を保証し、商標に蓄積された信用を保護する。

商標権は需要者が商品やサービスの出所を混同しないようにするためのもの。自らが商標登録すると他人による同一または類似する商標の使用を禁止できる。

ここで注意したいのが、商標は自らの商品を他人のものとして識別するための目印として使用するものであって、その文字や言葉の使用をあらゆる場面で独占できるものではないということだ。

今年3月、平昌五輪・パラリンピック開催時にカーリングの日本女子代表が流行させた「そだねー」を数社が商標出願し、話題となった。

商標出願の際は商品またはサービスの区分を指定する必要がある。区分は45の類に区分されており、例えば、ある商標を洋服に使用したい場合、第25類の被服の区分を指定する。今回のそだねーは第30類の菓子およびパンの区分だけでも3社以上が出願している。

商標法では「先願主義」が採用されている。これは特許庁に対して最初に商標登録の出願を行った者が優先的に保護されるという制度。第30類の区分では北見工業大学生活協同組合が最初となる2月27日に出願している。

北見工大生協はそだねーと書かれたTシャツを作り、400枚以上販売している。北見工大生協の白岩研治専務理事は「商標登録されたら北見の菓子店と共同でお菓子を開発したい」という。

北見工大生協が出願した2日後、北海道帯広の菓子店六花亭が第30類の「菓子およびパン」の区分で出願した。3月22日に同社が出したコメントでは、出願中の商標「北加伊道」を例に他社からの使用の申し出に応える姿勢を見せている。

はたして、流行語は商標として登録できるのだろうか。商標はそのネーミングを考え出した人でなくとも出願できる。流行語に関してはその言葉が流行した際に出願が重なることが多い。過去にも「おもてなし」「付度」などの商標が、多くの人によって出願されている。特許庁は流行語の商標に対して拒絶査定する傾向にある。その商標が流行語と全く関係ない人の目印として機能しないのではないかと、といった判断を下しているようだ。

日本商標協会の古関宏事務局長は北見工大生協をはじめとするそだねーの商標出願について「どの出願人も独占適応性がないため登録されないのではないかと話す。独占適応性とはその人が商標を独占することが適切かどうかということ。使用したい人が多くいる中、一つの会社や個人に独占させるのはよくないという特許庁の判断が働くはずだ」という。今回の件で独占適応性があるのは誰なのかというと、古関事務局長は「北見市を拠点にし

ているチームがはやらせた言葉なので、北見市ではないか」と答える。町おこしのために使用すれば地域振興を目的に使用する商標として、登録される可能性はあるという。

商標権に詳しい西村雅子弁護士は「拒絶となっても、実際に商品があって地域振興に役立っているという正当性が認められれば登録もあり得る」という。特許庁の拒絶という判断に対する反論として、すでに商品があって自らの商品の商標として機能しているという識別性を主張できれば、登録の可能性が開けるといふ。

商標法では審査で登録要件を満たしていないと判断されると、特許庁から出願人に拒絶理由が通知される。出願人はこれに対して意見できる機会があり、登録要件を満たしていると考えられる理由について意見書の形で提出できる。そこでも拒絶理由が解消していないと判断され、拒絶査定となっても不服審判を請求できる。拒絶の理由を覆すことができない場合は拒絶審決となり、不服があれば裁判所に出訴できる。この間に自らの商品の商標として十分に機能していることが認められれば、登録される可能性はある。

今回の審査でそだねーは独占できないという判断が下れば、誰もが安心して商品の目印として使用することができる。もっとも、審査には7-8カ月かかり、結果が出るころにはブームが過ぎ去っているかもしれない。特許庁の審査結果が出るのは秋ごろの見込みだ。

(日刊工業新聞 4月18日)

第20回 全国ジュニア発明展

～ぼくのアイディア わたしの工夫～

今年のテーマ:「家のお仕事を楽しく・楽にしよう!」

応募期間 平成30年4月2日(月)～5月31日(木)

(当日消印有効)

主催 つくば科学万博記念財団、文部科学省

※応募要綱 応募用紙は事務局にありますので
ご利用ください!!

○新入会員紹介(3月入会)

大庭 英郎様(横浜市青葉区)

樋田 成人様(東京都目黒区)

藤岡 治樹様(東京都世田谷区)

○事務局だより

4月2日付けでNPO法人の設立登記をし、役所関係の事務手続も全て完了しました。NPO法人化の祝賀懇親会を今月の教室終了後に開催します。ぜひご参加の程、お願いいたします。

・事務局担当

| 曜日 | 担当者 | 曜日 | 担当者 |
|----|------|----|-------|
| 月 | () | 木 | () |
| 火 | 山岸 隆 | 金 | () |
| 水 | 石井 栄 | 土 | 小峰 一男 |



NPO 法人 横浜発明振興会

〒231-0016 横浜市中区真砂町3-33 セルテ11階
よこはま市民共同オフィス内
TEL/FAX 045-664-9070